

建管 第298-1号
令和3年 6月 4日

関係各団体の長様

埼玉県国土整備部長

工事等に係る新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

埼玉県の国土整備行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件については、令和3年5月19日付建管第213号により通知したところです。

現在、本県の感染状況は減少基調であるものの高止まりを続けており、引き続き対策を徹底する必要があります。このため、令和3年5月28日に本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間が令和3年6月20日まで延長されたところです。

建設業に携わる皆さまには、従前から『建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和3年5月12日改訂版）』に基づき対応をいただいているところですが、県が作成した『主なクラスター発生事例』についても参考としていただき、感染防止対策の徹底を改めてお願いします。

なお、本通知は各団体に所属する企業から、協力企業への周知も併せてお願いします。

担当 建設管理課

技術管理担当 宮澤、高木、宮崎

TEL 048-830-5201

審査・指導監督担当 藤倉、大和地

TEL 048-830-5171